6　援助の種類と令和６年度支給実績額（年額）

支給費目	生活保護	生活保護以外	小学校 義務教育学校 前期課程 1年生	小学校 義務教育学校 前期課程 2～6年生	中学校 義務教育学校 後期課程 1年生 7年生	中学校 義務教育学校 後期課程 2～3年生 8～9年生	※1 ※2 支給時期（各月の月末頃）
就学奨励費（学級費等）	×	○	6,000円 (月500円)		9,000円 (月750円)		7月、11月、3月
学用品費・通学用品費	×	○	11,630円 (月969円) (4月のみ971円)	13,900円 (月1,158円) (4月のみ1,162円)	22,730円 (月1,894円) (4月のみ1,896円)	25,000円 (月2,083円) (4月のみ2,087円)	7月、11月、3月
新入学児童生徒援助費※3 （入学前に支給を受けた方の重複支給はありません）	×	○	57,060円	ー	63,000円	ー	入学前３月 または7月
校外活動費（宿泊あり）	×	○	実費		実費		学校からの報告後
校外活動費（宿泊なし）	○	○	実費		実費		学校からの報告後
修学旅行費	○	○	ー	実費(6年生)	ー	実費(3年生)	学校からの報告後
通学費 (片道の通学距離が小学生で4㎞、中学生で6㎞以上、かつ公共の交通機関を利用したときの費用)	×	○	実費		実費		学期毎
体育実技用具費 (中学校の授業で使用する柔道着)	×	○	ー		実費（上限あり）		学校からの報告後
卒業アルバム代	×	○	実費(6年生)（上限あり）		実費(3年生)（上限あり）		3月
学校給食費	×	○	現物給付※4		現物給付※4		
医療費※5	○	○	医療券を交付		医療券を交付		医療機関受診時

※1　就学援助制度は、認定された方に上記の就学援助費を支給する制度です。就学援助費は、上記の表の支給時期になりましたら、指定された保護者名義の口座に振り込みます。なお、学校に納付する費用は、学校の指示により納めてください。

※2　年度途中で認定になった方は、認定期間に応じた金額を支給しますので、上記の表の金額より少なくなります。また、認定日以前に生じた費用に対する支給はありません。

※3　「新入学児童生徒援助費」の対象は、４月に認定となった小学校（義務教育学校）１年生と中学校１年生（義務教育学校７年生）のみとなります。ただし、前年度３月に支給された方は対象外となります。

※4　令和５年度から学校給食費が無償になったため、支給はありません。

※5　「医療費」は、学校保健安全法で定められた疾病（むし歯、トラコーマ、結膜炎、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、はくせん、かいせん、膿かしん、寄生虫病）にかかり、学校から治療の指示があったときに、その治療費（保険診療の自己負担相当分）を援助します。該当される方は、学校から市川市就学援助（医療費）について（お知らせ）と申請書が配付されますので、申請書と所定の添付書類とともに教育委員会に提出してください。申請後に交付する「医療券」を医療機関に提出すると、無償で受診することができます。

随時申請用

保護者の皆様へ

就学援助制度のお知らせ

【　令和　　７　　年度　】

義務教育に必要な費用を援助します。

市川市では、

経済的にお困りの保護者の方に、小・中・義務教育学校の学用品費などの一部を援助しています。

希望される方は、学校に申請してください。《但し、所得の制限があります》

現在、就学援助の認定を受けている方も、毎年度申請手続きが必要です。

市川市教育委員会　学校教育部　義務教育課
☎　０４７（７０４）０２５６【直通】

1　対象となる方（市川市に居住し、下記(1)または(2)に該当される方

⑴　生活保護を受けている方

⑵　生活保護は受けていないが経済的にお困りの方

例として、市民税が非課税である、児童扶養手当を受給している、所得が少ない　など

◆所得が少なく、右記 主な申請事由が１０番の対象となる世帯の所得限度額の目安◆
※(　)内は給与収入の場合

世帯構成		持家の場合	借家の場合
例１	母　・　子 (32歳)　(小1)	約181.5万円 **(約271.1万円)**	約260.3万円 **(約380.7万円)**
例２	父　・　母　・　子　・　子 (35歳)　(32歳)　(小1)　(4歳)	約269.2万円 **(約391.9万円)**	約348.0万円 **(約490.3万円)**
例３	父　・　母　・　子　・　子 (45歳)　(42歳)　(中1)　(小4)	約301.2万円 **(約431.0万円)**	約380.3万円 **(約530.7万円)**
例４	父　・　母　・　子　・　子　・　子 (45歳)　(42歳)　(中2)　(小3)　(5歳)	約323.6万円 **(約459.9万円)**	約402.7万円 **(約558.7万円)**

※ 上表の所得限度額はあくまでも目安です。世帯構成によって所得限度額は変わります。

※ 所得（収入 ― 必要経費）は、給与所得者の場合、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」にあたり、事業所得者の場合、所得税の確定申告書の「所得金額」の「合計」にあたります。

※ 所得限度額は世帯全員の所得を合算した額となります。住民票が別であっても、同居している方は世帯人数に含めて審査します。

◇◆◇◇◆◇　申請・認定・支給のながれ　◇◆◇◇◆◇

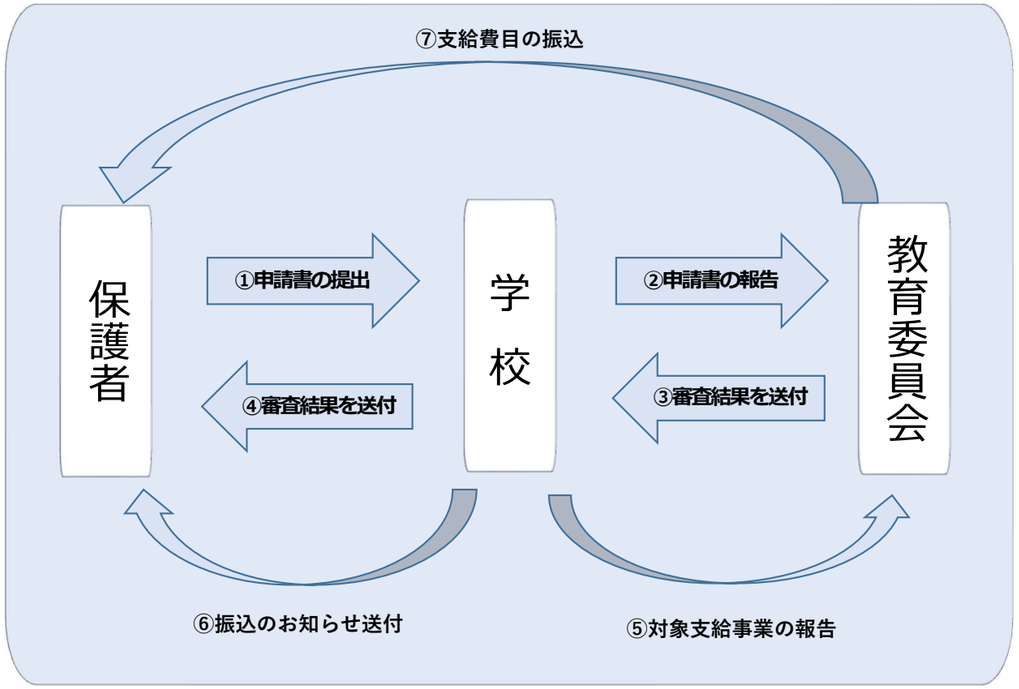

※　上記、申請・認定・支給のながれは予定です。実際とは、異なる場合があります。

2　申請の方法　※児童・生徒１人につき１枚の申請書が必要です。

⑴　申請書の記入

申請書は各学校の事務室で配付しています。また、市公式webサイトから様式をダウンロードすることも可能です。記入例を参考に必要事項を記入し、下記の表を参考に申請理由に応じた必要書類を添付してください。

	主な申請事由		添付書類
1	生活保護を受けている方		必要ありません
3	市民税**非課税**の決定を受けた方 ※世帯全員が非課税の場合です。一人でも違う場合は、10番の申請となります。		市県民税**非課税**証明書（世帯全員の分） **※住民票が別であっても、同居している方は世帯人数に含まれます。** ◎市川市では、就学援助申請のための市県民税非課税証明書の交付手数料は「全額免除」となります。
6	国民年金保険料が**全額免除**された方 ※世帯全員が全額免除の場合です。一人でも違う場合は、10番の申請となります。		国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書の写し（世帯全員の分） **※住民票が別であっても、同居している方は世帯人数に含まれます。**
7	児童扶養手当の支給を受けている方		児童扶養手当証書の写し
8	生活福祉資金の貸し付けを受けた方		生活福祉資金貸付決定通知書の写し（貸付決定日が令和６年１月以降のもの）
10	上記1～8に該当しないが経済的にお困りの方 ※　令和7年１月１日時点で市川市にお住いの方は収入を証明する書類は不要です。 ただし、市県民税課税台帳で確認出来ない場合には、他の書類のご提出を依頼させていただく場合があります。	**お住まいが借家**の方	保護者が借受名義の**住宅賃貸借契約書**の写し（添付がない場合は持家として審査します。）
		令和７年１月１日時点で市川市「**以外**」にお住いの方のみ	◎前年の収入状況を証明する書類（世帯全員の分） ※住民票が別であっても、同居している方は世帯人数に含まれます。 **①令和６年分給与所得の源泉徴収票の写し** **②令和６年分公的年金等の源泉徴収票の写し** **③令和６年分所得税の確定申告書の写し（一・二表）** **④令和７年度課税証明書（令和７年６月以降に発行）** 等のいずれか

3　提出方法

◇　通学する学校の事務室へ提出してください。

4　提出期限

◇　**申請は随時受付けています。**

各月の１５日までに申請した場合は申請月の１日から、１６日以降に申請した場合には申請月の翌１日から援助を受けることが出来ます。遡っての申請は出来ません。

5　審査の結果のお知らせ（申請された方全員にお知らせします）

審査結果は学校を通じてお知らせいたします。お知らせの時期は、申請を受けてから約１～２ヶ月後になります。

※審査の際、記載内容の漏れ・書類の不備等があった場合は、審査の結果が遅くなる場合がありますので、ご了承ください。